

城下町とっとり交流館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第54号）新旧対照表 第6条関係

改正後			改正前		
<p>○城下町とっとり交流館の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成17年9月30日 鳥取市条例第54号</p> <p>第1条～第16条（略）</p> <p>別表（第7条関係）</p>			<p>○城下町とっとり交流館の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成17年9月30日 鳥取市条例第54号</p> <p>第1条～第16条（略）</p> <p>別表（第7条関係）</p>		
区分		金額	区分		金額
多目的交流 室	午前9時から午後5時まで	1室1時間につき580円	多目的交流 室	午前9時から午後5時まで	1室1時間につき570円
	午後5時から午後9時まで	1室1時間につき810円		午後5時から午後9時まで	1室1時間につき790円
備考			備考		
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の3割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割増の額とする。</p>			<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の3割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割増の額とする。</p>		